

第十八号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表日野谷発電所の項中「一八、九〇〇キロワット」を「二四、四〇〇キロワット」に改め、同一の表に次のように加える。

マリンピア沖洲太陽光発電所

徳島市東沖洲一丁目

二、〇〇〇キロワット

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

日野谷発電所に係る水利使用許可の更新における常時使用水量の変更及びマリンピア沖洲太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。